無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために管理料未納者の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十月二十三日

一　墳墓等所在地　岐阜県岐阜市大字長良字若宮六二五番一

一　墳墓等の名称　若宮墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

①墳墓の区画番号「あ―〇二」釋観立信士

②墳墓の区画番号「た―一一」釋勝隆

③墳墓の区画番号「ほ―〇四」久田家

一　改葬を行おうとする者　岐阜県岐阜市川部五丁目一一番地四　若宮墓地管理組合　理事長　鈴木　篤

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十九年十月二十三日

左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会

代表理事　江藤　拓

一、住所、氏名　宮城県東松島市大塩字小泉七、阿部　嘉夫

一、住所、氏名　秋田県横手市下境字荒田一〇〇、高橋　智

一、住所、氏名　秋田県横手市十文字町醍町六六の一、伊藤　清美

一、住所、氏名　秋田県横手市十文字町醍町三〇、鈴木　武文

一、住所、氏名　茨城県東茨城郡茨城町下石崎二四七五の一、長洲　信男

一、住所、氏名　群馬県利根郡みなかみ町布施二四五六の二、松原　文夫

一、住所、氏名　千葉県市原市島野一九五八、三橋　悦弘

一、住所、氏名　千葉県長生郡長生村岩沼八六〇、麻生　三郎

一、住所、氏名　岐阜県関市山王通西七番四四号、山口　大八

一、住所、氏名　徳島県阿波市阿波町西原二五、篠原　孝明

一、住所、氏名　徳島県名西郡石井町藍畑字高畑一〇四五、新居　泰司

一、住所、氏名　徳島県美馬市脇町北庄七四九、小笠　広文

一、住所、氏名　徳島県美馬市脇町暮畑四〇六、西條　和弘

一、住所、氏名　高知県香美市土佐山田町八七七の二、野村　真弘

一、住所、氏名　宮崎県宮崎市佐土原町上田島四〇九二、西岡　辰一

一、住所、氏名　宮崎県小林市細野一七〇三、新竹　修

一、住所、氏名　宮崎県小林市南西方五八二五、永田　良和

一、住所、氏名　宮崎県都城市今町八九六六の一、鶴田　常実

一、住所、氏名　鹿児島県薩摩郡さつま町山崎四五三九、長福　次美

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市霧島田口二一七〇、松元　義文

一、住所、氏名　鹿児島県伊佐市大口大田一六四六、森下　政文

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市隼人町松永三五六九の三、有村　春男

一、住所、氏名　鹿児島県志布志市有明町野神一七四四、草清　一二

一、住所、氏名　鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二三四二の一一、福留　義峰

一、住所、氏名　鹿児島県曽於市財部町下財部五、上園　弘満

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町上小原一六二二、妹尾　良国

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市吾平町上名三八四六、苫野　政人

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町細山田四四九九、平島　十一

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市川西町四三一〇、前原　俊行

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市吾平町上名七一一四、岩元　勲

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市古里町二六五、川越　武志

右記の者取戻し保証金の額　各二万円也

債権申出の公告

当社は、平成二十六年九月三日水戸地方裁判所の破産手続開始の決定により解散し、平成二十七年四月二十四日破産手続廃止決定がなされ、同廃止決定は確定しましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年九月二十日水戸地方裁判所（平成二十九年（ル）第十一号）により、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十三日

茨城県笠間市下市毛二一八番地

有限会社和田工務店

清算人　小林　憲生

連絡先　茨城県水戸市大町一丁目二番二七号　あおい法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年10月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社函館国際貿易センター　②第3種旅行業　③北海道知事登録旅行業第3－497号　④株式会社函館国際貿易センター　北海道函館市海岸町22番5号　共栄運輸ビル　代表取締役　兵頭法史　⑤株式会社函館国際貿易センター　北海道函館市海岸町22番5号　共栄運輸ビル　⑥平成18年5月17日　⑧平成29年9月22日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道函館市海岸町22番5号　共栄運輸ビル　株式会社函館国際貿易センター　代表取締役　兵頭法史

C　①株式会社大崎観光トラベル　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3－333号　④株式会社大崎観光トラベル　宮城県大崎市松山次橋字佐久伝24番地　代表取締役　相澤弘己　⑤本社営業所　株式会社大崎観光トラベル　宮城県大崎市古川大通2－1－14チバミン駅前ビル2F　⑥平成22年1月15日　⑨平成29年10月10日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県大崎市松山次橋字佐久伝24番地　株式会社大崎観光トラベル　代表取締役　相澤弘己